

指針等、標準例の改正について

標記の件について、「新プロセス」の廃止、「民間競争に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方（平成20年3月27日内閣府公共サービス改革推進室）」の廃止、「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の運用について（通達）」（令和6年3月11日総官会第15号）に基づく指針等、標準例の見直しを行う。

1. 見直しを行った指針等、標準例

区分	通番	指針、標準例等の名称	別紙
指針等	4-3	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方	審議等の流れ（新規事業の場合） 審議等の流れ（継続事業の場合）
	4-4	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	—
	4-5	実施要項における競争性改善上のチェックポイント	—
	4-6	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(別紙1) 市場化テスト事業評価の主な流れ (別紙2) 自己チェック資料 (別紙3) 新プロセス移行後の実施状況報告様式 (別添) 実施要項記載例対照表
	4-7	民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方	—
標準例	4-8	施設の管理・運営業務	(別紙1) 評価項目一覧表 (別紙2-1) 情報開示（民間競争） (別紙2-2) 情報開示（官民競争） (別紙3) アンケート調査様式 (別紙4) 企画書様式
	4-9	統計調査業務	(別紙1) 評価項目一覧表 (別紙2) 従来の実施状況に関する情報の開示（民間競争）
	4-10	OA関係	(別紙1) 従来の実施状況に関する情報の開示（民間競争） (別紙2) アンケート調査様式 (別紙3) 組織図 (別紙4) 業務区分表

2. 主な改正点

- (1) 令和6年4月以降新プロセス対象事業は存在せず、今後においても新プロセス対象事業の見込みがないことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」を「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」に改めるとともに、新プロセスの規定の削除等の改正を行う。
- (2) 「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方（平成20年3月27日内閣府公共サービス改革推進室）」に規定された簡易型民間競争入札については、平成30年4月以降は対象事業（単年度事業費おおむね1000万円未満）が存在しないことから本考え方を廃止する。
- (3) 「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の運用について（通達）」（令和6年3月11日総官会第15号）に基づき改正する。
- (4) 「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」につき、「なお、契約期間が長期に及ぶことにより、人件費等のコストの予見が困難になる場合は、事業期間の短縮を検討すること」と「他方、競争環境を維持し、対象公共サービスを普段に見直す観点からは、実施期間が過度に長期となることは適切ではない。」と同様な趣旨の2文を1文に改正する。
- (5) 二重チェックの防止、分野別の実施要項標準例間の記載ぶりを合わせる等の修正を行う。
- (6) その他、誤記、修正漏れ等、軽微な修正を行う。

※改正内容の詳細については、資料4-2-1「指針等の主な改正点」及び資料4-2-2「標準例の主な改正点」を参照。